
辰野町こども計画 (骨子案)

令和8年度～令和11年度

辰野町

令和7年11月

目次

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の背景及び趣旨	1
(1)	計画策定の背景 ～国の子ども・子育て、こども政策の動向	1
(2)	市町村こども計画の位置づけ	2
(3)	辰野町の計画策定の方針	2
2.	計画の性格と位置づけ	3
(1)	国が規定する市町村こども計画の根拠法	3
(2)	辰野町における他計画との関係	4
3.	計画の対象	5
4.	計画の期間	5
5.	計画策定の進め方	6
(1)	辰野町子ども・子育て会議による審議	6
(2)	各種調査の実施	6
(3)	子ども・若者・町民の意見の反映	7
第2章	子ども・若者・子育て家庭を取り巻く環境	8
1.	子ども・子育て家庭全般を取り巻く環境	8
(1)	人口・世帯	8
(2)	子育て家庭の状況	9
(3)	教育・保育のサービス利用状況	11
2.	困難を抱える子ども・子育て家庭の状況	12
(1)	ひとり親家庭・児童扶養手当受給世帯の状況	12
(2)	経済的に困窮している家庭の状況	12
(3)	子どもの権利	14
3.	子ども・若者の状況	15
4.	子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状のまとめ	16
第3章	計画の基本的な考え方	17
1.	基本理念と基本目標	17
2.	施策体系	18

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景 ～国の子ども・子育て、こども政策の動向

我が国では、少子高齢化が着実に進行し、従来の社会システムの維持が難しくなりつつあります。国は、全国の合計特殊出生率が統計上最低の値となった 1.57 ショック（平成元年）を契機に、子どもを産み育てやすい環境をつくるための政策を強化してきました。平成 15 年には次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」を、平成 24 年には全国的な子育て支援の質・量の不足の解消を図る「子ども・子育て支援法」等の子育て関連3法を制定しました。

また、平成 22 年には子ども・若者が自立した個人としての自己の確立を図る「子ども・若者育成支援推進法」、平成 25 年には子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を図る「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和6年「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）が施行されました。

このように様々な法律・制度の整備と取組を行ってきましたが、少子化の流れは止まらず、令和2年には「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」、令和5年には「こどもまんなか社会」の実現に向けた包括的基本法である「こども基本法」が施行され、上記3大綱を引き継ぎ、こども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」が策定されました。

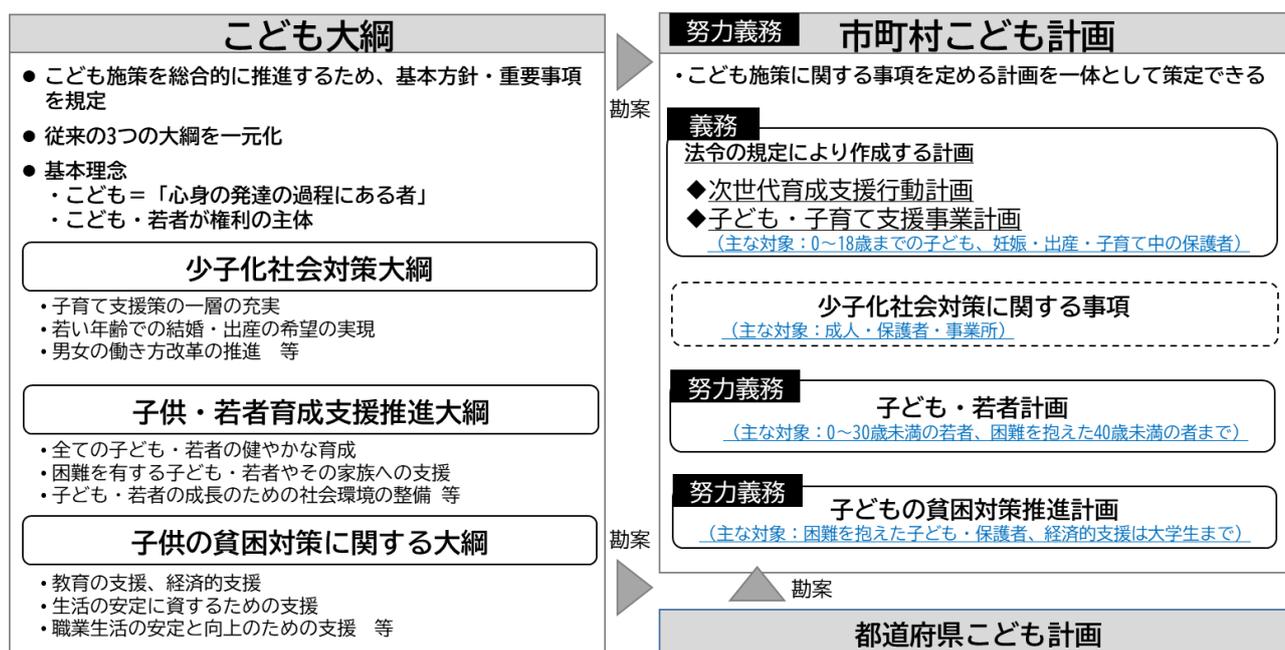
「こども基本法」及び「こども大綱」では、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることができる社会を目指すという政府の方針が示され、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

(2) 市町村子ども計画の位置づけ

「市町村子ども計画」と「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」との関係は、図表 1 のようになります。

「市町村子ども計画」は、子ども大綱を勘案して策定する努力義務の計画で、義務となっている「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」など、子ども支援に関する計画を一体として策定できるとされています。一体的に策定することで、子ども施策を住民が見た際にもわかりやすくなり、関連施策についても、関連部署が連携しやすくなるのが狙いです。

図表 1 市町村の子ども計画の位置づけ



(3) 辰野町の計画策定の方針

辰野町（以下、「本町」と言う）では、平成 17 年に「辰野町次世代育成支援対策辰野町行動計画」、平成 27 年に「辰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降改定を繰り返しながら、一人の子どもが生まれ成長する過程の総合的な支援、幼児期の教育・保育の提供や地域子育て支援事業の提供体制の整備等を図ってきました。

国の「子ども大綱」を受け、全ての子ども・若者がウェルビーイング¹でいられる町を目指し、上記 2 計画に加え、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」を包含した「辰野町子ども計画」（以下、「本計画」）を策定します。これらは、総合計画等の関連計画と調和を図りながら、従来の「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加え、子ども・若者施策、子どもの貧困施策を新たに体系化して策定するものです。なお、令和 6 年度に策定した「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」は本計画に統合するものとします。

¹ 身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 国が規定する市町村こども計画の根拠法

「こども計画」及び「こども計画」に含める「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」の根拠法は図表 2～図表 4のとおりです。

図表 2 こども計画の根拠法と記載事項

根拠法	こども基本法
目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための理念と取組の方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な 39 歳以下の「若者」を含む）
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する 2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める 3. 以下の計画と一体的に策定することができる <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等 4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

図表 3 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法と記載事項

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
記載事項	<p>《基本的記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 <p>《任意記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における子育ての支援 ● 母子並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ● 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ● 子育てを支援する生活環境の整備 ● 職業生活と家庭生活との両立の推進 等 ● 子どもの安全の確保 ● 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

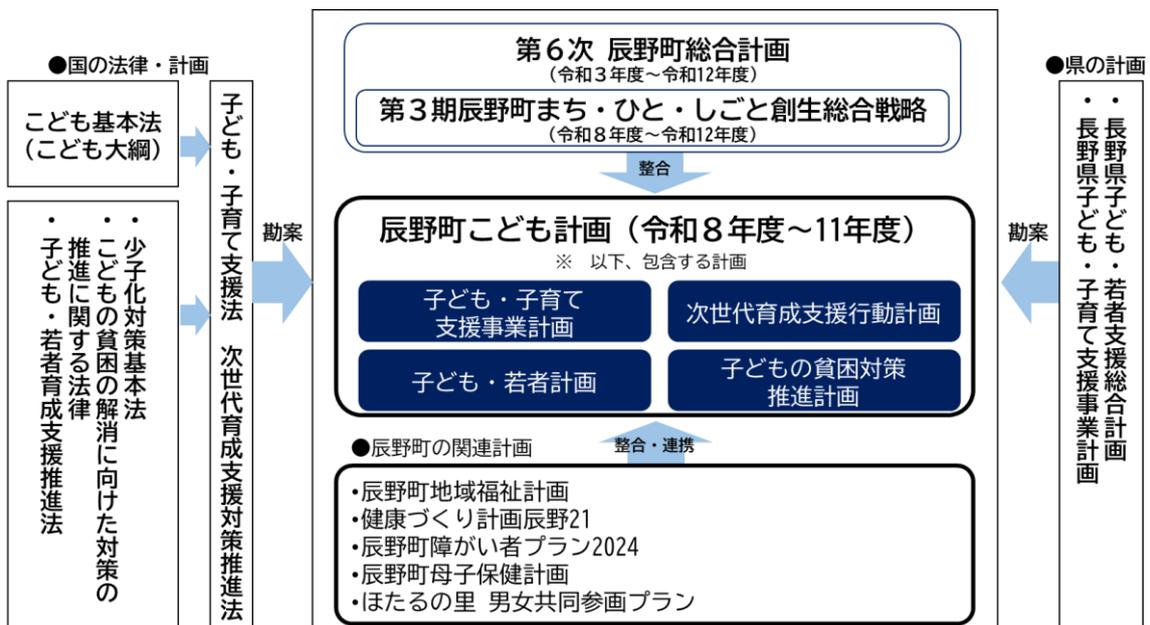
図表 4 子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画の根拠法と記載事項

計画名	子ども・若者計画	子どもの貧困対策推進計画
根拠法	子ども・若者育成支援推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
目的	すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築すること	すべてのこどもが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会を構築すること
趣旨	子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求められることができる体制を整備する	子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育等） ●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援等） ●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進等） ●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革等） ●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供 ・特に配慮を有する子どもへの支援 ・地域における学習支援等 ●生活の安定に資するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・保護者の生活支援 ・子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援 ・児童養護施設退所者等への支援等 ●保護者に対する職業生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・職業生活の安定と向上のための支援 ・ひとり親に対する就労支援等 ●経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各種手当の支給、教育費負担の軽減等

(2) 辰野町における他計画との関係

計画の策定にあたっては、こども大綱、各根拠法及び長野県の子ども関連計画を勘案し、上位計画である本町の「総合計画」、個別計画である保健・福祉関連の計画等とも整合を図ります。

図表 5 辰野町における他計画との関係



3. 計画の対象

本計画の対象は、「こども」及びその「保護者」とします。「こども」とは、こども基本法の定義に則り「心身の発達の過程にある者」とします。また、本計画において、「こども」は年齢や状況に応じて「子ども」「若者」と呼び、それぞれ以下の意味で用います。

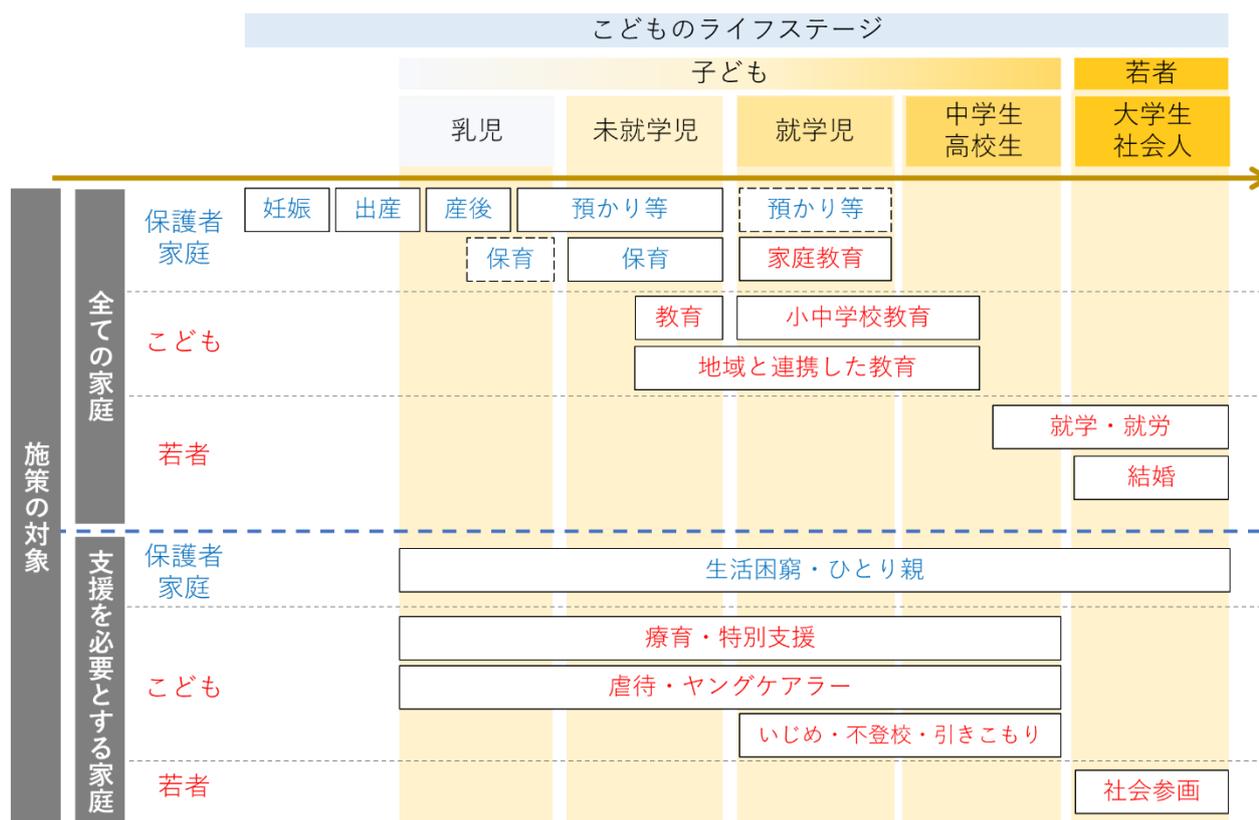
図表 6 本計画の対象となる住民

区分		年齢
こども	子ども	18歳未満
	若者	18～30歳未満*
こどもの保護者		—

*「若者」については、施策によっては、大学等で能力等を養う努力を続けている人や、社会生活を営む上で困難を有している40歳未満の人を含む

また、こどもや保護者の置かれている状況により、多様な施策の遂行が求められます。本計画においては、こどものライフステージに合わせ、主なこども施策の対象を図表 7の通りとします。

図表 7 本計画における主なこども施策の対象



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和11年度までを策定期間とする「第3期辰野町子ども・子育て支援計画」に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

5. 計画策定の進め方

(1) 辰野町子ども・子育て会議による審議

教育・保育関係者、子育て支援関係団体、学識経験者、有識者等で構成された子ども・子育て会議を設置し、本町の子ども・若者に関する課題等を踏まえながら、本計画に記載する内容を審議します。

(2) 各種調査の実施

①子ども・子育て支援に関する調査（保護者向け）

令和6年8月20日～9月17日にかけて、0歳から小学校までの子どもを持つ保護者を対象に、子育て意識や就労状況、幼児期の教育・保育及び子育て支援事業の利用についての意向等についてアンケートを実施しました。

図表 8 子ども・子育て支援に関する調査の配布数・回収数・回収率

	未就学児童保護者	就学児童保護者
配布数	390 件	765 件
有効回収数	184 件	347 件
有効回収率	47.2%	45.4%

②こどもの生活状況調査（保護者・子ども向け）

令和7年7月20日～8月11日にかけて、小学生から高校生の子どもの持つ保護者と子ども本人を対象に、貧困等の困難がもたらす生活状況・心理状態や、子ども本人の将来の意向等についてアンケートを実施しました。

図表 9 こどもの生活状況調査の配布数・回収数・回収率

	保護者*	小学5年生	中学2年生	16-17歳 (高校2年生相当)
配布数	615 件*	145 件 (全数)	160 件 (全数)	180 件 (全数)
有効回収数	209 件	113 件	111 件	46 件
有効回収率	34.0%*	77.9%	69.4%	25.6%

*小学1年生、小学5年生、中学2年生、16-17歳の子どもの保護者。同一世帯に複数の調査票が渡る世帯があることから、保護者調査の配布数及び有効回収率は延べ数となることに留意が必要

③総合計画策定に係る町民意識調査（18歳以上向け）

令和7年2月7日～28日にかけて、第6次辰野町総合計画 後期基本計画策定にかかる住民意識調査として、就労や結婚に関する意向等についてアンケートを実施しました。総合計画策定を目的としながらも、こども計画に展開できる項目について分析に活用しました。

図表 10 第6次辰野町総合計画 後期基本計画にかかる調査の配布数・回収数・回収率

	18歳以上の町民
配布数	1,000 件
有効回収数	442 件
有効回収率	44.2%

④基礎調査

子ども・若者に関する人口・世帯の状況、就労状況、生活保護やひとり親世帯の状況、相談支援の状況などを統計データ等で把握することで、本町の課題を分析する資料としました。

⑤辰野町の子ども・若者施策の振り返りと課題抽出

これまで、本町として実施してきた子ども・若者施策を振り返り、本計画の理念を達成するために必要な課題を抽出し、施策体系や実施する事業の検討資料としました。

(3) 子ども・若者・町民の意見の反映

(子どもへの意見聴取を12～1月に、町民へのパブリックコメントを1月頃に実施予定)

第2章 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く環境

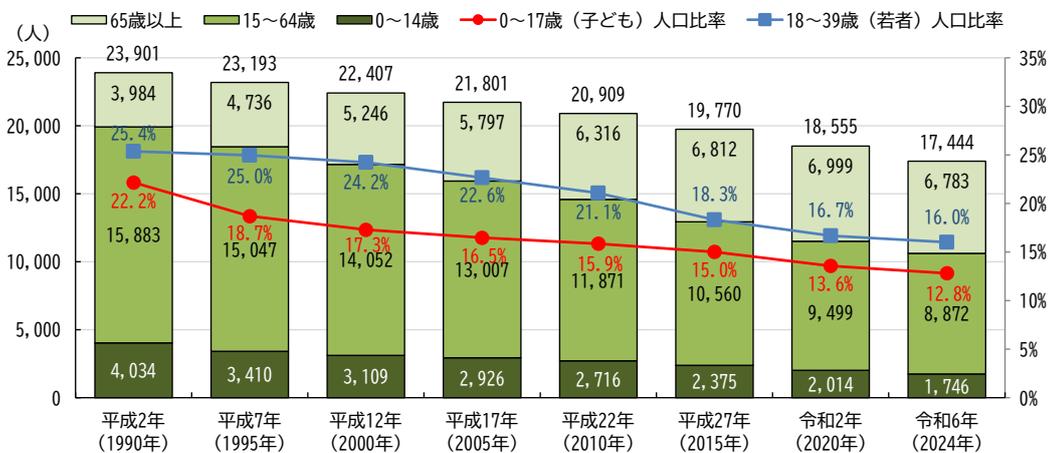
1. 子ども・子育て家庭全般を取り巻く環境

(1) 人口・世帯

① 人口の推移

本町の人口は減少傾向にあります。子ども・若者についても、平成2年から令和6年にかけて0～17歳の人口比率は約10ポイント、18～39歳の人口比率は約9ポイント減少しました(図表11)。

図表 11 年齢3区分人口と子ども・若者人口の割合の推移

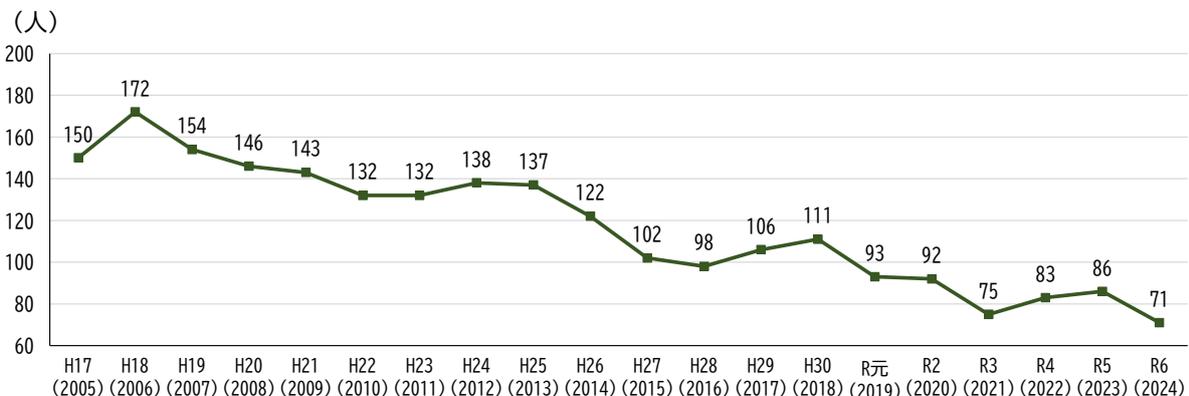


出典：平成2年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和6年は長野県「毎月人口異動調査」(各年10月1日)

② 出生の動向

本町の出生数は低下傾向にあり、令和6年は71人となっています(図表12)。合計特殊出生率も低下傾向にあり、平成25～29年以降、長野県の水準より低くなっています。²

図表 12 出生数の推移



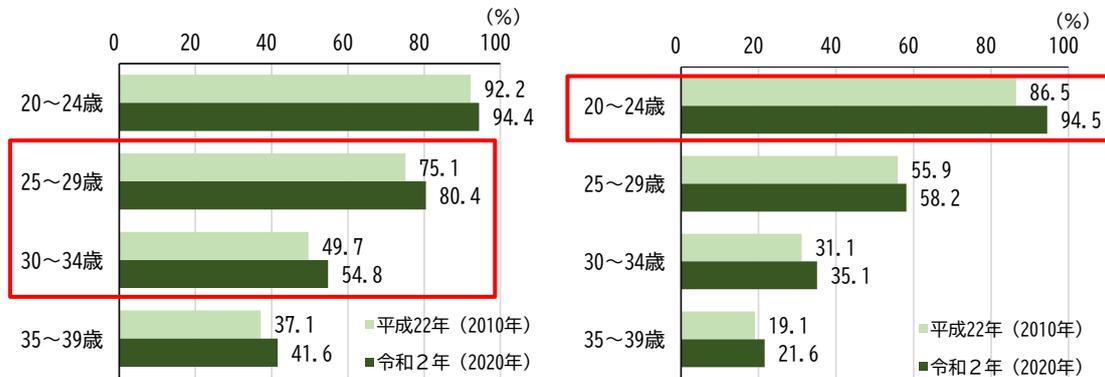
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
平成24年までは年度データ、平成25年以降は年次データ
平成23年までは日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む数字

² 厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計(人口動態統計特殊報告)(令和4年)」

③ 結婚の状況

婚姻件数は減少傾向にあります。また、若年層の未婚率は、平成22年から令和2年にかけて、20代後半～30代前半の男性、20代前半の女性において5ポイント以上上昇しています（図表 13）。出会いや結婚支援制度を充実させてきていますが、制度のさらなる充実や周知が必要です。

図表 13 年代別 未婚率（左：男性、右：女性）



出典：総務省「国勢調査」

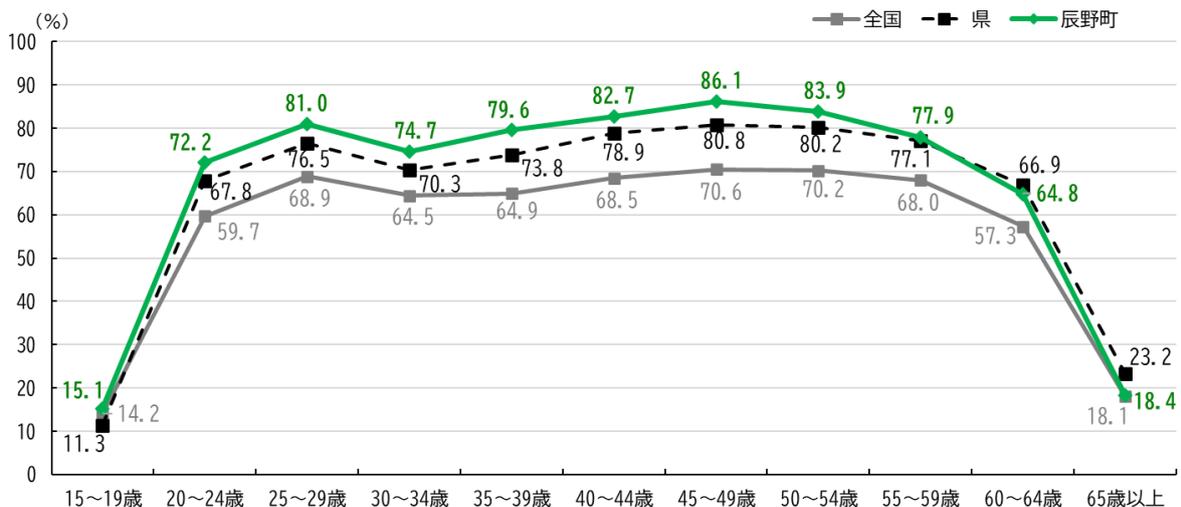
(2) 子育て家庭の状況

① 就業の動向

令和2年の本町の女性の年齢別就業率をみると、ほとんどの世代において全国、長野県平均よりも高い傾向にあります。なお、全国、長野県でも下がる傾向にある30～34歳の就業率は、本町においても下がっています（図表 14）。

時系列では、ほとんどの世代で就業率が上昇しています。³特に直近では25～29歳の就業率が高くなっています。

図表 14 全国・長野県・本町の女性の年代別就業率（令和2年）

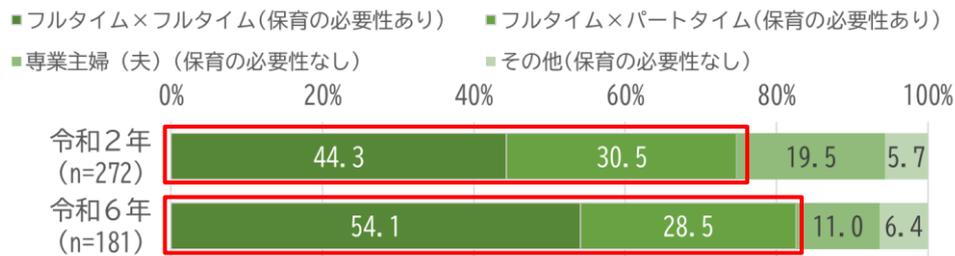


出典：総務省「国勢調査（令和2年）」

³ 総務省「国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）」

未就学児童の両親の就労状況から、保育を必要とする世帯の割合は高まっていると考えられます。特に、両親ともにフルタイム就労をしている世帯の割合は半数を超えました（図表 16）。

図表 15 未就学児童 両親の就労状況と保育の必要性の有無（ひとり親を除く世帯）



出典：辰野町「子ども・子育て支援に関する調査 未就学児童（令和2年、令和6年）」

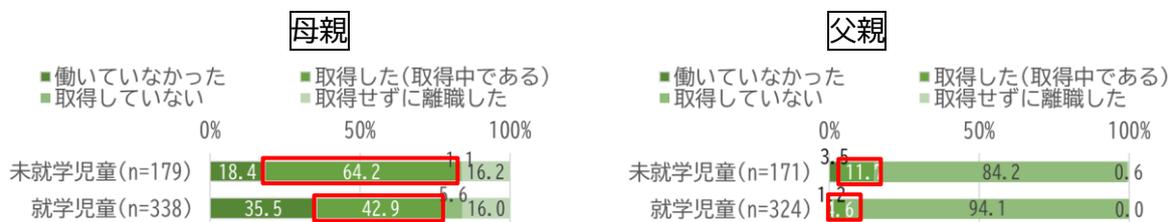
※「その他」は、フルタイム×パートタイム(保育の必要性なし)、パートタイム×パートタイム

② 育児休業・休暇の取得状況

育児休業・休暇の取得（図表 16）については、母親・父親ともに未就学児保護者が就学児保護者を上回っており、両親ともに育休取得が進んでいる可能性が伺えます。

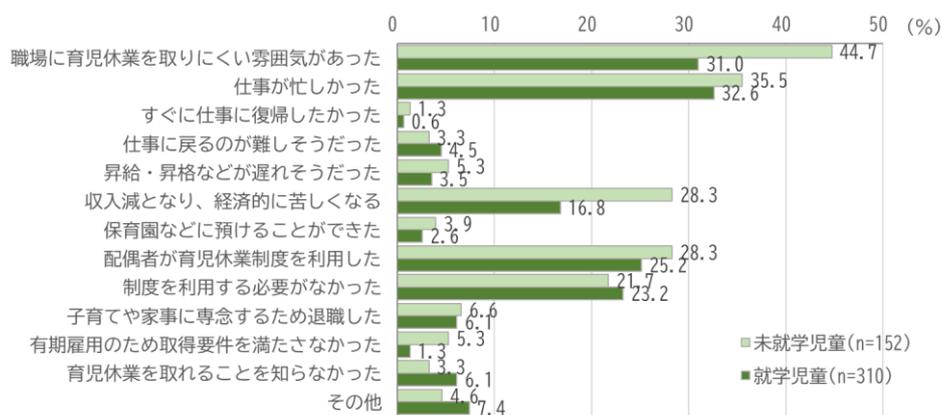
育休を取らなかった理由（図表 17）は、未就学児保護者では「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が高くなっており、職場の意識改善や取得体制の整備が求められます。また、未就学児保護者は「収入減となり、経済的に苦しくなる」も比較的高く、外的な要因で取得できない世帯が一定数あることが見て取れます。

図表 16 育児休業・休暇の取得状況



出典：辰野町「子ども・子育て支援に関する調査（令和6年）」

図表 17 育児休業・育児休暇を取らなかった理由【複数回答】



出典：辰野町「子ども・子育て支援に関する調査（令和6年）」

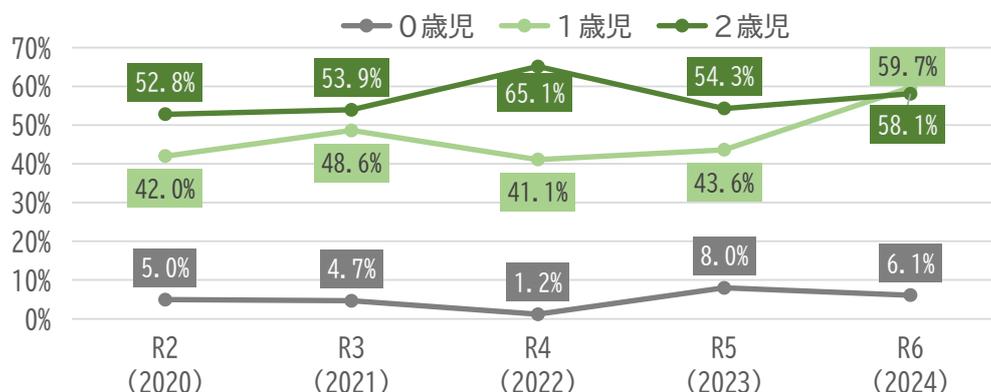
(3) 教育・保育のサービス利用状況

① 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

幼児期の教育・保育サービスを利用している園児数の推移を年齢別にみると、3歳以上児においては横ばいで推移していますが⁴、3歳未満児については、1～2歳児は上昇傾向にあります（図表 18）。今後も、共働き世帯の増加や、核家族化の進行により、3歳未満児の利用割合は上昇すると見られ、少子化の中にあっても適切な保育環境の整備が求められます。

保育料の負担軽減や病児・病後児保育施設の設置等を進めてきましたが、生活スタイルの多様化にあわせ、より一層柔軟な事業の制度設計が求められています。

図表 18 公立保育所の利用割合（3歳未満児）の推移



出典：保育所利用人数：辰野町（各4月1日）
学齢別人口：長野県「毎月人口異動調査」（各年度4月1日）

② 学校教育の状況

本町の児童・生徒数の減少ペースは加速しており、令和6年度には川島小学校が辰野西小学校と統合されました。また、令和3年度に長寿命化工事が完了している辰野南小学校以外の学校は、校舎等の施設・設備の老朽化が進んでいます。少子化が進む中、適切に施設の改修等を行いながら、今後の小・中学校の在り方を検討し、教育環境を維持していくことが必要です。

また、本町では、幼保小中高短大の連携の促進等により、義務教育のみならず、教育全般において切れ目のない教育体制を整備しています。今後は、学校と地域間の連携を深め、地域ぐるみの教育体制の整備を図り、豊かな人間性を育むことが必要です。

⁴ 辰野町（各4月1日）

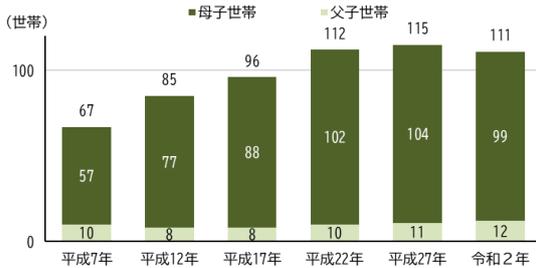
2. 困難を抱える子ども・子育て家庭の状況

(1) ひとり親家庭・児童扶養手当受給世帯の状況

本町のひとり親家庭のうち、母子世帯は平成22年からは横ばいであり、令和2年は99世帯となっています（図表19）。

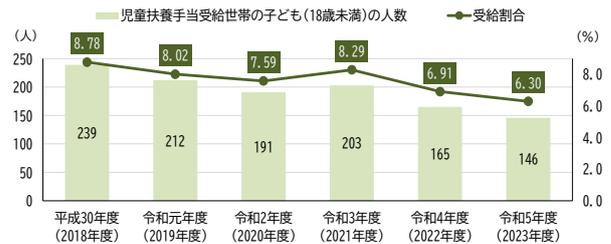
児童扶養手当受給世帯の18歳未満の子どもの人数及び受給割合は、近年減少傾向にあり、令和5年度には146世帯（6.30%）となっています（図表20）。

図表19 ひとり親家庭の世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

図表20 児童扶養手当受給数の推移



出典：辰野町（各年度3月31日）

(2) 経済的に困窮している家庭の状況

① 相対的貧困家庭の推定と格差の状況

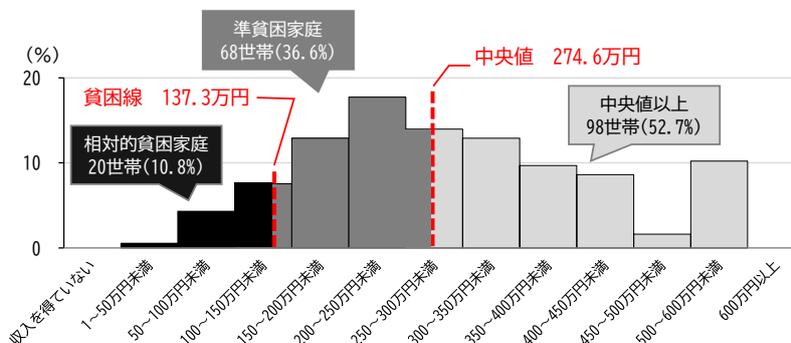
令和7年のこどもの生活状況調査（保護者アンケート）から本町の相対的貧困世帯の推定を行ったところ、本町における貧困線※は137.3万円、貧困線を下回る相対的貧困家庭の割合は10.8%となりました。

※可処分所得を世帯人員の平方根で調整した所得（等価可処分所得）の中央値（所得を多い順に並べた時にちょうど真ん中に来る値）の半分の値を貧困線とした。

図表21 相対的貧困家庭等の分析の分類

相対的貧困家庭（貧困線未満）	準貧困家庭（貧困線以上中央値未満）	一般家庭（中央値以上）
等価可処分所得が137.3万円未満の世帯	等価可処分所得が137.3～274.6万円未満の世帯	等価可処分所得が274.6万円以上の世帯

図表22 等価可処分所得と相対的貧困家庭の推定

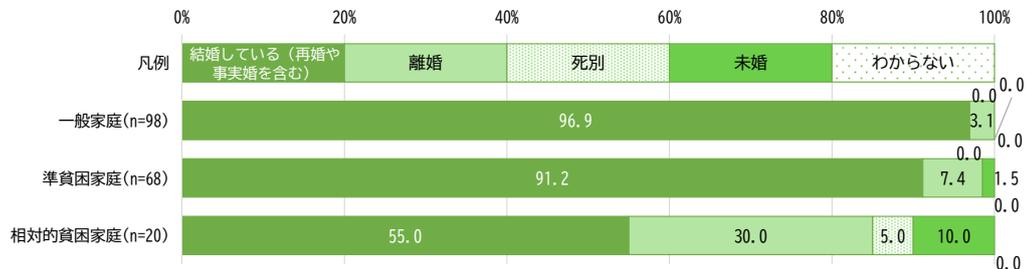


辰野町「こどもの生活状況調査（保護者 令和7年）」

② 保護者の婚姻状況

保護者の所得類型別にみると、相対的貧困家庭においては、「結婚している」割合が他の家庭に比べ低く、ひとり親が多くなっています。

図表 23 所得類型別 保護者の婚姻状況



出典：辰野町「こどもの生活状況調査 (保護者 令和7年)」

③ こどもが将来やってみたいこと

相対的貧困家庭においては、こどもが将来やってみたいことを持っている割合が他の家庭に比べ低くなっています。

図表 24 将来やってみたいことの有無

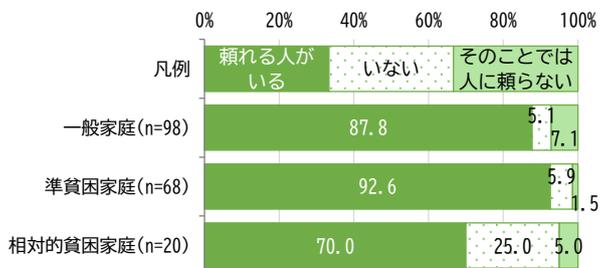


出典：辰野町「こどもの生活状況調査 (こども 令和7年)」

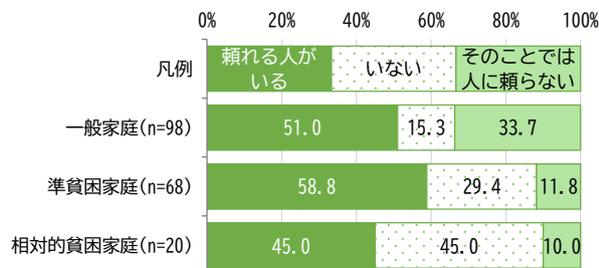
④ 頼れる人の有無

相対的貧困家庭においては、金銭面だけでなく子育ての相談においても、頼れる人が「いない」とする割合が他の家庭に比べ高くなっており、孤立 (孤育て) の防止が求められます。

図表 25 頼れる人の有無 (子育ての相談)



図表 26 頼れる人の有無 (お金の援助)



出典：辰野町「こどもの生活状況調査 (保護者 令和7年)」

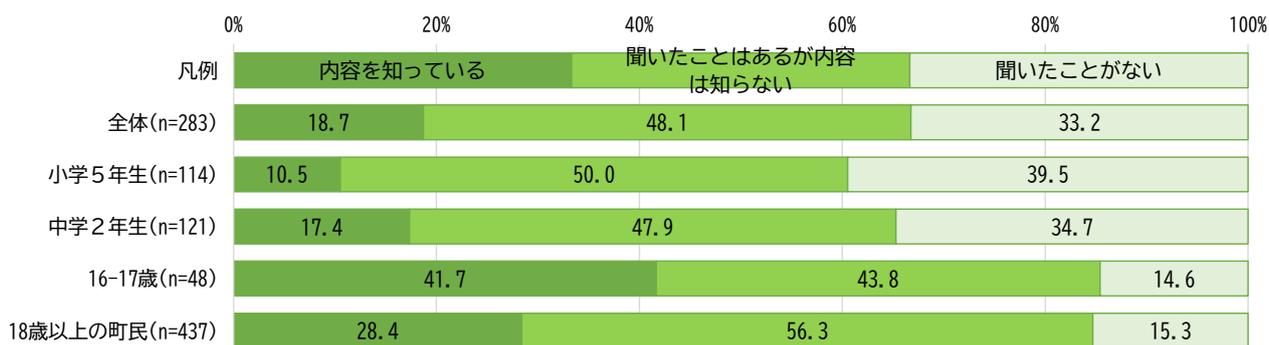
(3) 子どもの権利

① 「子どもの権利」の認知状況

「子どもの権利」の認知状況は、年齢が上がる则「聞いたことがない」割合が減少し、内容まで認知している割合が増加しています。一方で、18歳を過ぎると、内容まで認知している割合が減少に転じています（図表 27）。広く町民に周知していくことが求められます。

また、前計画期間中は、児童虐待やヤングケアラー等に関する支援制度の充実を図りました。「子どもの権利」を確実に擁護していくためにも、今後は、制度の周知が求められます。

図表 27 「子どもの権利」の認知状況

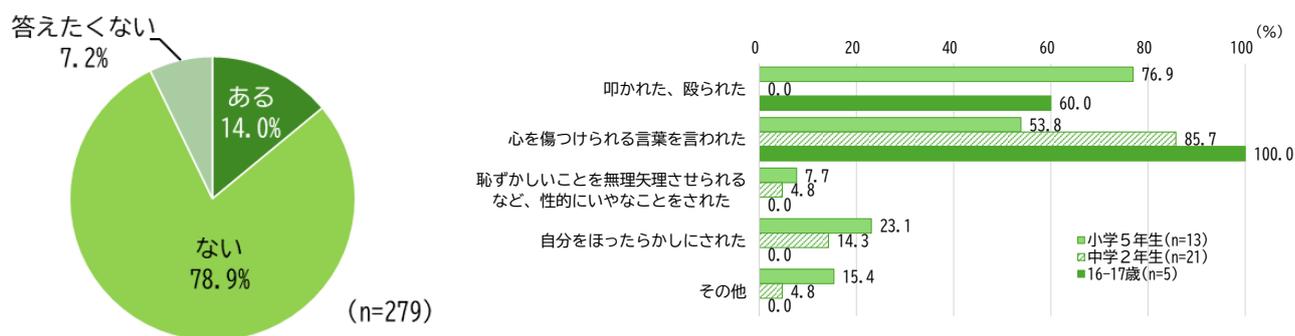


出典：辰野町「こどもの生活状況調査（保護者 令和7年）」
 ※18歳以上の町民は、辰野町「町民意識調査（令和6年）」

② こどもが嫌な思いをした経験

こどもが保護者にされたことで嫌な思いをした経験については、14.0%が「ある」、7.2%が「答えたくない」としています。内容としては、「心を傷つけられる言葉を言われた」「叩かれた、殴られた」が多くを占めています。

図表 28 保護者にされて嫌な思いをした経験（左：有無、右：経験の内容（複数回答））



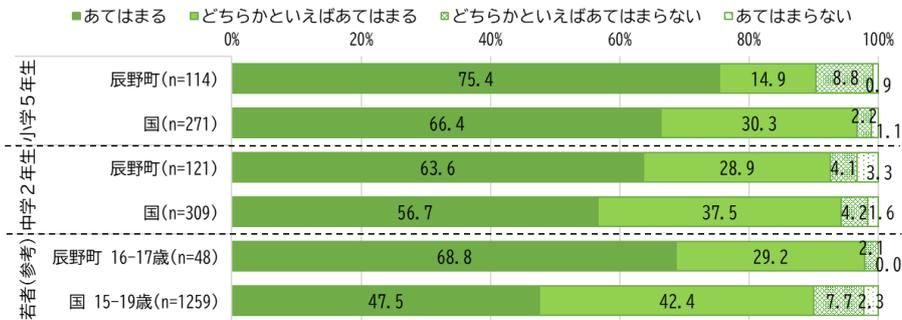
出典：辰野町「こどもの生活状況調査（こども 令和7年）」

3. 子ども・若者の状況

① 子ども・若者の幸福度

子ども・若者の幸福度について、「あてはまる」とする割合は国より高くなっています。また、国は年代が上がる、「あてはまる」とする割合は低くなる傾向がありますが、本町においては16-17歳は中学2年生よりも高くなっています。

図表 29 今の自分は幸せか

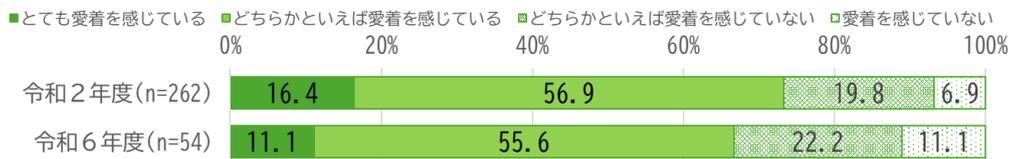


出典：辰野町「子どもの生活状況調査（こども 令和7年）」

② 若者の本町に対する意識

本町の若者の生活満足度は横ばいですが、町への愛着は5年前よりも低下しました（図表 30）。同様に、居住継続意欲も低下が見られました⁵。町への愛着の低下が続くと、将来の子育て世代や子どもの人口の減少を加速させる懸念があります。

図表 30 辰野町への愛着（18～39歳）



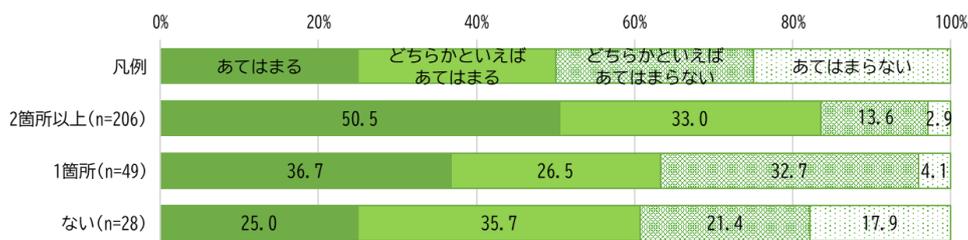
出典：辰野町「総合計画策定にかかる町民意識調査（18～39歳 令和2年度、令和6年度）」

③ 子ども・若者の居場所

子どもや若者の居心地が良い場所が少ないほど、将来に明るい希望を持っていない割合が高くなる傾向が見られます（図表 31）。孤立感の解消や自己有用感の高揚の観点からも、居場所づくりが重要となります。

子ども・若者の居場所はニーズが増加しており、供給量の確保が求められます。

図表 31 将来に明るい希望を持っているか（居心地の良い場所の数別）



出典：辰野町「子どもの生活状況調査（こども 令和7年）」

⁵ 辰野町「総合計画策定に係る町民意識調査（令和6年）」

4. 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状のまとめ

本町の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状をまとめます。

① 子ども・子育て家庭全般を取り巻く環境

本町における子どもの人口減少は歯止めがきかず、今後もその傾向は続くと思われます。

共働き世帯が増加する中で、父親の子育て参画は進んでいるとみられる一方で、3歳未満児を中心とした保育については、今後も一定数のニーズがあると見られます。

【計画で求められること】

- ✓ 人口に応じた、適切な教育環境の維持・整備
- ✓ 家庭のニーズに応じた子育て支援サービスの充実

② 困難を抱える子ども・子育て家庭の状況

相対的貧困家庭のうち、約半数は保護者がひとり親家庭であると見られます。相対的貧困家庭は、他の家庭に比べ、心理的に余裕が少なく、頼れる人も少ない傾向がみられ、子育てにも影響を与える可能性があります。また、子ども自身も将来の夢ややりたいことを持つ割合が低くなる傾向が見られます。

【計画で求められること】

- ✓ 貧困をはじめとした、困難を抱える子育て家庭に対する、福祉的支援
- ✓ 誰も取り残さないようにするための子どもの権利の浸透

③ 子ども・若者の状況

本町の子ども・若者は、全国の同世代と比較すると、比較的幸福度が高い状況にあると見られますが、一方で、町への愛着や居住継続意向は低下している傾向が見られます。

また、居心地が良いと感じられる場所の有無がウェルビーイングに影響することが示唆されます。

【計画で求められること】

- ✓ 郷土愛を育む教育や体験機会の提供
- ✓ 子ども・若者のウェルビーイングを向上させる居場所づくり
- ✓ 地域社会との関わり合いの中で子ども・若者が成長できる環境づくり

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

【辰野町のこども施策の基本理念】

子ども・若者の育ちを地域全体で支え、 未来へつなげる活力を育む

子ども・若者は、将来の社会の担い手であるとともに、地域社会の活力の源です。

本町では、すべての子ども・若者・子育て家庭が安心して暮らし、成長できる環境を整備します。

地域・教育機関・行政が連携し、全ての子ども・若者が地域の人や自然、文化との関わりの中で郷土への愛着と幸せに生きる力の育みを支えます。また、支え手である地域の大人も、子ども・若者の成長を通して学び合い、活力を高めることで、世代を超えて地域に活気が循環するまちを目指します。

これらの実現に向け、次に3つの基本目標を掲げます。

【辰野町のこども施策の基本目標】

基本目標1	子ども・若者の健やかな成長と自立を支える 妊娠前から出産、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至るまで、子ども・若者の心身の成長を切れ目なく支援する体制を構築します。 共働き世帯の増加等、子育てを取り巻く環境の変化に対応し、安心して子育てができる環境整備と、質の高い教育・保育のサービスの提供を図ります。また、子ども・若者が健やかに成長し、学びや体験を通じて自立へと向かうことができるよう、ライフステージに応じた支援を推進します。
基本目標2	困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支える 経済的・心理的な困難や家庭環境の違い等により、子ども・若者が生きづらさを感じることはない社会を目指します。 早期の気づきと丁寧な支援により、虐待、ヤングケアラー等の問題発生を未然に防ぐとともに、生活困窮等の困難を抱える世帯が安心して生活できるよう、生活に関する支援やこころのケアを推進します。
基本目標3	子ども・若者の安心を地域全体で支える 子ども・若者が自らの権利を尊重され、安心して暮らせる社会を目指します。 町民一人ひとりが子どもの権利や育ちに理解を深め、地域が主体となって、成長や学びを支える環境づくりを進めます。子ども・若者には町政への意見表明や参画の機会を広げ、地域との関わりの中で郷土への愛着や誇りを育みます。 こうした取組を通じて、子ども・若者の育ちと支え手の活力が循環するまちを実現します。

2. 施策体系

施策体系を図表 32に示します。基本目標1は「ライフステージごとの施策」、基本目標2、3は「ライフステージを通じた重要施策」となります。

図表 32 こども計画の施策体系

基本目標	NO	主要施策	NO	施策
1 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える	1-1	誕生前から乳幼児期までの支援	1	安心できる妊娠・出産環境の構築
			2	乳幼児と保護者への健康支援
			3	教育・保育サービスの充実
			4	子育ての相談窓口整備・情報発信
	1-2	学童期から思春期までの支援	1	学校教育の推進
			2	いじめ・不登校対策
	1-3	青年期以降の自立と自己実現の支援	1	就労・結婚の支援
			2	仕事と生活の調和の推進
	2 困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を包み支える	2-1	困難を有する子ども・若者、家庭への支援	1
2				ひとり親家庭への支援
3				障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援
4				児童虐待防止対策の充実
5				ひきこもりの予防と自立支援
6				子どもの自殺対策と犯罪予防
3 地域の支えにより、安心して暮らせる環境をつくる	3-1	子どもの権利の浸透	1	子どもの権利の周知・啓発
			2	子どもの意見表明・社会参画の促進
	3-2	地域で子どもの成長を支える	1	家庭教育・地域教育の充実
			2	子どもの居場所づくり
	3-3	安全・安心に子育てができる環境づくり	1	遊び場と安全を確保する環境の整備